

告 示

埼玉県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成22年度・平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 84機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所
環境部	西部環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	南児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、川口高等技術専門学校
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター、寄居林業事務所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	熊谷建築安全センター
企業局	大久保浄水場、第一水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾南高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷高等学校、熊谷西高等学校、越谷総合技術高等学校、狭山工業高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、玉川工業高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、行田特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、川口警察署、川越警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、岩槻警察署

(3) 監査実施日

平成23年8月23日～平成23年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	越谷総合技術高校	郵便切手の出納及び過誤納金の還付について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年度に購入した郵便切手を、消耗品出納簿に誤って 100 枚多く記載した。平成 23 年度に繰り越し際に 100 枚不足していると誤認し、学校の後援会費で購入して補充した。 2 平成 22 年 1 月に卒業生より収納した証明書交付手数料について、一部還付する必要が生じた。当該年度中に還付出来ずに、そのまま学校の預金口座に約 10 カ月間放置し、平成 22 年度に適切な手続きを経ずに還付した。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	川口保健所	<p>平成 23 年 3 月に長 3 封筒 (76 千円) と角 2 封筒 (63 千円) を障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に発注した。</p> <p>10 万円以上の契約で、その内容に特殊性がないにもかかわらず、福祉関係施設であるという理由だけで、一者随意契約としたことは不適切であった。</p>
農林部	春日部農林振興センター	<p>平成 22 年 8 月に「22 南葛第 302 号古利根堰ポンプ場受電工事契約」(2,944 千円) を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったのは不適切であった。</p>
病院局	小児医療センター	<p>平成 22 年度の時間外緊急呼び出し時タクシー代の資金前渡の経理について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年 7 月及び 8 月の夜間に、業務のため出勤した職員が利用したタクシー代を、当該職員が一時立替払した。 資金前渡担当者は、当該前渡金の精算を翌月 5 日までに行わず、年度末に精算した。また、繰越の手続を行っていなかった。 当該タクシー代を賃借料ではなく謝金として経理した。
教育局	南部教育事務所	<p>管内市立小中学校の県費負担教職員に係る給与等の支給及び預金利子の払い込みにおいて、以下のとおり著しく遅延していた行為を是正できなかったのは指導機関として不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 21 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与 (231,754 円) の支給を失念し、平成 22 年 7 月 29 日まで給与が支給されていなかった。これに伴い発生した預金利子の払い込みもされていなかった。 平成 20 年 4 月 21 日に資金前渡口座に入金された給与 (200,000 円) などの支給が遅延した。これに伴い預金利子が発生していたが、2 年以上払い込みがなされていなかった。
警察本部	岩槻警察署	<p>平成 22 年 9 月に廃プラスチック類の産業廃棄物処理 (50 千円) を実施したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかつ</p>

		たことは、不適切であった。
警察本部	行田警察署	<p>平成 22 年度の修繕の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 平成 22 年 7 月 28 日付けで自動ドア扉交換修繕（289,800 円）、8 月 6 日付けで自動ドアセンサー交換修繕（210,000 円）の見積書を各々徴取し、修繕した。2 件の修繕は、施工日、施工場所、施工業者が同一であり、一括発注とすべきであったが、個別に発注した。2 平成 22 年 9 月に空調冷温水発生器修繕（136,920 円）を行った。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであった。